

公益社団法人日本ダンススポーツ連盟 西部PDブロック

選手引退表彰に関する基準

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本ダンススポーツ連盟西部PDブロック（以下、「PD西部ブロック」という）が引退選手に対する表彰することについての基準を定める。

(選手引退表彰の対象者)

第2条 選手引退表彰の対象となるものは以下の条件をすべて満たす個人とする。

- (1) PD西部ブロックの登録選手として競技会に出場していた選手。
- (2) 西部ブロック内の開催競技会（西部ブロック地域で開催される競技会）に計15回以上の出場を果たした選手。上記の出場とは、PDセクションであれば、スタンダード、ラテン、あるいは、オープン、マスタークラスなどの区分は問わないが、同日に複数セクションの出場した場合も1回の出場とする。

(引退表彰デモンストレーションの対象者)

第3条 第2条の選手引退表彰の対象者のうち、現役時代の成績が優秀な選手は表彰の際にデモンストレーションを踊ることができる。以下のいずれかの条件を満たす場合、その対象となる。

- (1) PD西部ブロック昇降級基準においてA級を付与された選手（2年度以上）
- (2) PD全国ランキング6位以内にランキングされた選手（2年度以上）
- (3) PD西部ブロックに著しい貢献をした選手はその功績を加味し、PD西部ブロック運営委員会の承認を得ることによりデモンストレーションの対象とすることができる。

(表彰とデモンストレーションに関するその他の細則)

第4条 1、第2条または第3条についての条件を満たしている場合であっても、他団体をメインに競技活動をしていた選手についてはPD西部ブロック運営委員会の審議によりその対象とするかを決定することとする。またその他の問題がある場合は、この規定によらず、PD西部ブロック運営委員会の決定を優先する。

2、表彰は、原則としてカップルで受けるが、カップルの一方だけが引退した場合またはその他の事情がある場合は、引退した個人で受けることができる。

3、引退デモンストレーションも前項に準じる。個人の場合、現役時代のパートナーの同意を得てそのパートナーと踊ることができる。

4、引退表彰およびデモンストレーションは、原則としてPDブロック選手権の日に行うこととする。

5、表彰を受けたい選手は、引退後1年以内に所定の方法でPD西部ブロックに申請することとする。特段の事情がある場合は、申請期限は問わない。

附 則 この基準は、2019年1月1日から施行する。